

南相馬市出会い・イベント等補助金 Q & A

対象事業について

Q 1. この事業の対象となるイベント等とはどのようなものですか？

A 1. 結婚を望む市内の独身男女の健全な出会いや交流を目的としたイベントが対象となります。

パーティ、バスツアー、文化やスポーツ等の体験、交際や結婚等に関するセミナーや講座など、独身男女の出会いや交際のきっかけとなる事業を想定しています。

Q 2. これまで定例的、自主的に開催していたイベント等についても対象となりますか？

A 2. 独身男女の出会いや交流を目的とするものであって、補助金交付要件を満たせば対象とすることが可能です。

Q 3. 多数の男女が集まるイベント等であれば対象となりますか？

A 3. 補助対象となるイベント等は、独身男女の出会いや交流を目的とするものに限ります。

独身男女の参加が見込まれるものであっても、出会いや交流を目的とするものではないもの（スポーツ大会、文化芸能発表会、企業説明会、同窓会等）、来場者をあらかじめ把握しないイベント等（展示会、展覧会、野外フェス、祭事等）は対象となりません。

Q 4. 独身男女の出会いや婚活支援等を前面に打ち出した告知が必要となりますか？

A 4. いわゆる婚活パーティや街コンのように、男女の出会いをイベントの中心とするもの以外は、独身男女の出会いや婚活支援を前面に打ち出す必要はありません。

Q 5. 市外を会場とすることもできますか？

A 5. 可能です。市外施設でのパーティイベントや、市外行楽地へのバスツアーなどが想定されます。

Q 6. 年度を超えて行う事業も対象となりますか？

A 6. 対象となりません。当該年度内（4月1日～3月31日）に実施、完了するイベント等が対象となります。

Q 7. 既婚者を含む合計5名でイベント実施しましたが、補助対象となりますか？

A 7. 補助対象要件として「5名以上の独身男女が参加すること」と定めており、補助対象となりません。

Q 8. 5人以上の独身男女の参加を見込んでイベント等を実施しましたが、当日の参加者が5人を下回った場合は補助対象となりますか？

A 8. イベント直前の参加予定者のキャンセル申し出など、主催者に責がなくやむを得ないとみなされる場合に限り、補助対象とする場合があります。

なお、代替参加者の募集や補充等が可能と判断される場合は、補助対象事業に該当しなくなり補助取り消しとなります。

5人未満の開催とならないよう、あらかじめ余裕を持った人員の募集にご留意ください。

Q 9. 独身男女合計15人が参加するイベントを予定していますが、補助対象となる男女比を満たす内訳数は何人ですか？

A 9. 補助対象要件として「参加する男女の割合が、いずれも参加者数の3割を下回らないこと」としていることから、次のとおりとなります。

【ケース1】男性10人、女性5人

→男性割合66.7%、女性割合33.3%と、男女いずれも参加数の3割以上であることから対象となります。

【ケース2】男性11人、女性4人

→男性割合73.3%、女性割合26.7%と、女性割合が参加数の3割を下回ることから対象となりません。

Q 10. 独身男女合計10人のイベントで、女性の参加者が3人の場合は対象となりますか？

A 10. 女性割合が3割であり、参加者数の3割を下回らないことから対象となります。

Q 11. (要綱改正により欠番)

Q12. アルコール飲料の提供等を行う場合も対象となりますか？

A12. 「独身男女の健全な出会いや交流を目的としたイベント等」公序良俗に反しない場合、補助対象となります。

Q13. 参加費に差を設けたイベント等も対象となりますか？

A13. 対象となりますが、極端な差が生じる場合（男性のみ参加費を徴収し、女性から参加費を徴収しない）や、金額差に合理的な理由がない場合、認められない場合があります。

申請要件について

Q14. 企業や事業所でも申請できますか？

A14. 申請可能です。企業等の営業所、組合、互助会等の内部組織単位でも申請可能です。

なお、対象となる事業は「参加者を広く募集し、専ら事業者等の構成員の福利厚生を目的としたものでない」必要がありますのでご注意ください。

Q15. 行政機関や民間団体等から補助金の交付を受けている場合も申請できますか？

A15. 当該補助金の申請を行うイベントに対して、別の補助金などの支援を受けている（予定を含む）場合は補助対象となりません。ただし、交付されている補助金が団体運営や別事業に対しての補助であれば補助対象とすることができます。

その場合、当該事業について団体運営や他事業と会計を分けるなど、該当する事業に対し他の補助金等の交付を受けていないこと等を明示できるようにしてください。

Q16. 規則や会則等がない団体も申請できますか？

A16. 申請可能です。規則や会則等がない場合であっても、申請書類等の審査や聞き取り等により事業を確実に実施できる企画力、実行力を有すると判断される場合は対象となります。

Q17. 個人でも申請できますか？

A17. この補助金は、多数の独身男女の出会いや交流の促進を目的とすることから、事業を確実に実施できる企画力、実行力を有する者として、事業所、店舗、団体等を主たる対象としており、個人での申請はできません。

実行委員会の設置等により、十分にイベント等を実施に係る仕組みが構築されている、または、友人・知人等の限定されたグループでの交流等に使用されるものではないと判断される場合は申請可能です。

Q18. 市外の事業者等でも申請できますか？

A18. 可能です。事業者等の所在地は問いません。

Q19. 結婚相談所など、営利目的で結婚支援活動を行う事業者であっても申請できますか。

A19. 申請可能です。ただし、イベント等の目的を逸脱した自社サービスの勧誘やあっせん等を行うことはできません。

補助対象要件について

Q20. イベント参加者の年齢要件はありますか？

A20. 補助対象となる参加者は、20代から40代までの独身男女である必要があります。

なお、参加要件を満たさない方(例:既婚者、子どもなど年齢要件外の方)についても、主催者の判断によりイベントに参加させることは可能ですが、補助対象となる参加者とはみなされませんのでご注意ください。

Q21. 補助対象となる経費はどのようなものですか？

A21. 次の経費が補助対象となります。

なお、表中の経費の種類は例示ですので、判断に迷う場合は担当までご相談ください。

補助対象経費	経費の種類
報償費	外部講師、イベント司会者等への謝礼(事業者等の構成員に対する謝礼を除く)
旅費	外部講師等の交通費、宿泊費
消耗品費	事業実施に必要な消耗品等(景品、記念品等を除く)

燃料費	ガソリン代、灯油代等
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料の印刷費、コピー代等
通信運搬費	郵便料等
広告料	新聞、テレビ、ラジオ等の広告宣伝料等
保険料	損害保険料等（掛け捨てのものに限る）
使用料及び賃借料	会場使用料、バス、設備・機器等の借上料
原材料費	事業の実施時に必要な原材料費
その他の経費	参加者数に応じた額、その他市長が必要と認める経費

Q 2 2. 参加者の飲食費は補助対象となりますか？

A 2 2. 参加者の飲食費は補助対象となりませんので、飲食を伴うパーティ等の場合は、事業者等にて負担または参加者から適正な参加費を徴収するなどしてください。

ただし、料理教室、菓子作りなど、調理の過程を通じた交流を図るイベント等で、調理した飲食物を最終的に参加者が実食するような場合は、原材料費や消耗品費等を補助対象とすることができます。

Q 2 3. イベント等の実施にあたり、会場で使用するテーブルやイスを購入する費用は対象となりますか。

A 2 3. イベント終了後も、継続的かつ長期にわたり事業者等の事業の用に供されることが想定される備品の購入にあたり、対象となりません。

Q 2 4. イベント等のチラシを作成するためのプリンター、インク、用紙は対象となりますか？

A 2 4. プリンター購入は、長期にわたり使用できる備品購入費にあたりますので、対象とすることはできません。

インクや用紙等の消耗品については、イベントの周知等で使用した分については対象経費として認められます（イベントでは材料の一部のみを使用し余剰が生じることが予想されるものの、使用分のみを分割購入できないなど一体不可分のものとして購入せざるを得ないものを含む）。

なお、予備や在庫分の購入は認められません。

Q 2 5. 補助金の交付決定前に購入していた材料を使用して料理教室イベントを開催した場合、その費用は対象となりますか？

A 2 5. 補助対象とすることができる経費は交付決定後に購入、支出したものと

【令和5年1月18日現在】

なりますので、対象とすることができません。また、交付決定後に購入等したものであっても、イベントにおいて使用する分のみが対象となります。

交付決定前にあらかじめ依頼しないと会場や講師の手配ができないなど、やむを得ない事由や個別の事由がある場合は事前にご相談ください。

Q 2 6. イベント等の際に店舗の紹介冊子を配布したいのですが、印刷代は対象となりますか？

A 2 6. 補助対象事業に関わるものに限られますので、対象外となります。イベント内容の告知等が紙面の大部分を占め、一部に店舗等の紹介が掲載されるようなチラシの印刷代は対象となります。

Q 2 7. イベント等のために自ら使用した電気代、水道代は補助対象となりますか？

A 2 7. 事業所や店舗等で使用した電気代、水道代等の光熱水費は対象となりません。

ただし、イベント等の会場を別途借り上げ、その借上料に電気代が含まれる場合等は補助対象とすることができます。

Q 2 8. 講師等の招聘のため、インターネット上でのメールにて連絡を取りましたが、インターネットプロバイダー利用料は対象となりますか？

A 2 8. イベント等の連絡等に係る郵便代は対象となりますが、プロバイダー利用料は、事業者等の経常的な事業や活動に要する経費とみなされますので、補助対象外となります。

Q 2 9. 事業所で有する有料の貸イベントスペースを会場とし、同じく事業所で有する有料の貸出器具等を使用した場合、会場や器具等の使用料は補助対象経費となりますか？

A 2 9. 事業者自身に収入される施設や器具等の使用料については、補助対象とすることはできません。